令和６年度事業計画

第１　知識の普及及び思想の高揚を図るための広報活動事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第１号）

１　広報啓発資料、ホームページ等の活用による広報活動

機関紙「暴追スクラム（年２回発行）」、「暴追センターだより(毎月発行)」をはじめ、全国センター及び当センター作成の暴力追放ポスター・パンフレット等各種資料の配布並びにホームページやＦＡＸ・Ｅメールを活用したタイムリーな情報提供を行うなど、暴排意識の高揚や被害防止対策等について広報活動を推進する。

２　各種の広報媒体を活用した広報の強化

「あいの風とやま鉄道」や「地鉄バス」の携帯用時刻表への広告掲出、富山エフエム放送など、各種広報媒体を積極的に活用した広報を推進し、県民総ぐるみの暴排意識の高揚を図る。

３　視聴覚教材の積極的な活用

暴力団の不当要求行為の手口とその対応要領などをドラマ化した暴排啓発ＤＶＤ等視聴覚教材を追加配備し、暴力追放団体・企業及び行政機関等への無料貸出し等、積極的な活用を図る。

４　暴力追放富山県民大会及び民事介入暴力対策富山大会の開催

本年 11 月 12 日(火)富山県民会館において、各地域・職域等の暴排団体関係者及び一般市民等から幅広く参加を得て、富山県警察との共催による「第 33 回暴力追放富山県民大会」を開催し、県民の社会全体による暴排気運の高揚を図る。

５　暴力追放ポスター、標語の募集

富山県防犯協会等と連携し、暴力団追放をテーマとしたポスター及び標語を募集し、優秀作品については各種啓発資料に掲載し、県民の暴排意識の高揚促進を図る。

第２　暴排活動への支援事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第２号）

１　各種暴排団体との連携の強化と支援

県内全ての地域暴排団体及び職域暴排団体で結成している「富山県暴力団排除組織連絡会」を中心とした活動の強化と、各種団体との情報交換や暴排資料及び資機材の提供等の支援により、暴排活動の活性化を図る。

２　各種団体・企業に対する支援

各種団体・企業が開催する暴排研修会等への講師派遣や、暴排に関する各種資料の提供、視聴覚教材（暴排ＤＶＤ）の貸し出しのほか、賛助会員に対する「暴力団追放事業所プレート」や不当要求防止責任者講習における暴排ステッカーの配付等の支援を行う。

３　暴力追放推進委員の活動強化

地域における暴排活動推進のリーダーとして委嘱している暴力追放推進委員（本年度 31 名を予定）に対する研修会を開催し、暴力団情勢とその対応要領などを内容とした研修及び情報交換を行うほか、資料を提供し、地域に密着した活動を支援する。

第３　県民からの相談受理事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第３号）

１　常設相談窓口の開設

当センターにおいて、暴力追放相談委員（以下「相談委員」という。）である職員３名による相談窓口を開設し、暴力団等に絡む県民からの相談に対応する。

２　不当要求防止責任者講習会場での相談窓口

魚津・富山・高岡・砺波の４会場で開催する不当要求責任者講習において、受講者からの相談に対応する。

３　事業所訪問相談活動

当センターの相談委員が事業所を訪問するなどして、暴力団等に関する情報の提供、収集及び相談活動を行う。

４　富山県民暴研究会活動の推進

警察、弁護士会及び当センターで組織する「富山県民暴研究会」（事務局：当センター）の開催等を通じて、三者間の意見及び情報交換の活性化を図るなど、連携の強化に努める。

５　暴力追放相談委員の活動の強化

相談委員として専門的見地から委嘱している弁護士、保護司、警察ＯＢの方との連携強化により、活動の活性化を図る。

第４　少年に対する暴力団の影響を排除するための事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第４号）

各地域・職域で開催される暴排研修会及び相談活動等の機会を通じて、少年に対する暴力団の影響を排除するための啓蒙活動を推進する。

第５　暴力団離脱者援助活動事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第５号）

１　暴力団社会復帰支援活動

ア　相談電話の広報及び適切な相談活動により暴力団からの離脱者促進を図る。

イ　暴力団から離脱する意思を有する者を支援するため、関係機関・団体により設立された「富山県暴力団離脱者社会復帰対策協議会」による社会復帰の促進と更生支援活動を行う。

２　受入企業の拡充と支援活動

ア　県警の社会復帰アドバイザーとの連携を強化し、新たな受け入れ企業

の拡充を図るとともに、暴力団離脱者に対する支援活動を推進していく。

イ　暴力団離脱者を雇用した企業への情報提供や相談活動を行うとともに、５万円を限度とする給付金支給等の支援を行う。

第６　暴力団事務所使用差止請求関係業務（暴力団対策法第32条の３第２項第６号）

暴力団対策法に規定する「暴力団事務所使用差止請求関係業務」の適正かつ積極的な運用を図る。

第７　不当要求防止責任者講習委託事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第７号）

１　県公安委員会から業務を受託している「不当要求防止責任者講習」については、警察本部及び相談委員の弁護士と連携しながら、企業を対象とした講習を、魚津・富山・高岡・砺波の４会場で年間 30 回、市役所等行政を対象としたものを５回実施する。

２　不当要求防止責任者講習のほか、各行政機関や大規模事業所等からの要請に応じ、適時講習を実施する。

３　効果的な講習を行うため、受講者に対するアンケート調査の実施や各種教本・教材の充実を図る。

４　警察本部との連携により、あらゆる機会を利用した広報を行い、受講者の増加を図る。

第８　調査研究及び不当要求情報管理機関の業務に対する支援事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第８号、第 11 号）

全国センター、警察本部等の関係機関・団体、公刊物等幅広い分野から暴力団の動向等の資料を収集調査、分析し、暴排活動に有用な情報や対処方法を県民に提供するほか、不当要求情報管理機関の業務に対する支援活動を推進する。

第９　暴力団被害者に対する支援事業（暴力団対策法第 32 条の３第２項第９号）

１　訴訟費用等の貸付

暴力団員による不当な行為の被害者の経済的負担を軽減するため、民事賠償請求に伴う訴訟費用の無利子貸し付け等の支援を行う。

２　見舞金の支給

暴力団員による不当な行為の被害者を救援するため、その被害程度に応じて被害者に見舞金の支給を行う。

第 10 その他

１　暴力団追放功労団体等の表彰

⑴　全国・管区暴力追放功労者（団体）表彰の上申

全国暴力追放運動推進センターが行う暴力追放功労者表彰（金章、銀

章、銅章)、団体表彰及び中部ブロック暴力追放運動推進センター連絡協議会が行う暴力追放功労者・同団体表彰について上申を行う。

⑵　富山県暴力追放功労者（団体）表彰の実施

暴排活動等に関し、功労のあった個人・団体に対し、暴力追放富山県民大会」において表彰（表彰状・感謝状)を行う。

２　賛助会員の拡充活動

講習会等あらゆる機会を活用し、賛助会員の加入促進に努めるとともに事業所訪問・相談などの活動を随時実施し、アフターケアに努める。